

(新) 環境表示の信頼性確保のための検証事業費

300百万円(0百万円)

総合環境政策局環境経済課

1. 事業の概要

環境負荷の少ない物品等への需要の転換を促進し、持続的発展が可能な社会を構築することを目的として、平成12年5月に「国等による環境物品等の調達に関する法律(以下「グリーン購入法」という)」が制定され、平成13年4月から全面施行されている。同法においては、国等の各機関は「基本方針」(閣議決定)に基づき、毎年度、調達方針を作成し、グリーン購入を推進することが求められている。

しかしながら、一連の環境偽装により、環境配慮製品の信頼性は低下し、グリーン購入の着実な推進に大きな影響が生じており、可及的速やかに信頼回復のための取組が必要となっている。グリーン購入制度の運用については、消費者と供給側との相互の信頼関係に基づいているが、環境配慮製品の偽装はリサイクル材料等、消費者等が直接確認しにくいものが多く、長期間にわたり偽装が見逃され蔓延している事例も発覚している。このため、製造者の自己宣言に任せるだけではなく、一定量の抜き取り調査(エコテスト)を行って実態を把握し、不正事案の公表も含め、調査結果に基づき的確に情報提供を行う必要がある。これにより、偽装の抑止効果及びグリーン購入制度の信頼性の確保を図る。

2. 事業計画

エコテストを実施する対象品目の選定、及びテストの実施要領作成
エコテストの結果を公表するに当たっての情報発信手法等の検討
エコテストの実施(特定調達品目18分野237品目の中から偽装の蓋然性の高い品目等を選定して実施)
テスト結果の公表及び情報提供の実施
将来に向けたテスト結果の蓄積(データベース化)の検討
テスト結果データベース(蓄積情報)の維持・更新

3. 施策の効果

平成16年度の調達実績の取りまとめ結果によると、国等の機関による特定調達物品の調達実績は年間で約6,000億円に達しており、現状はさらに品目数が増加している。また、既に都道府県及び政令指定都市の全て、その他の地方公共団体の約3割が、環境配慮製品の普及のために国に準じたグリーン購入を実施しており、合計で数兆円に及ぶグリーン購

入製品の信頼性を高める効果があるとともに、環境市場全体の信頼性向上にもつながるものとなる。あわせて、信頼性の高い製品検証手法を確立、提示することで、自主的な検証または第三者による検証の実施を促進させ、環境情報の信頼性が高まる。

また、特定調達品目に係る判断の基準作成時において、エコテストの結果によって明確で検証可能な基準作成が実現される。

エコテストの進め方

製品サンプリング

- 分類の出荷状況、シェア、環境配慮の表示確認
- 消費者団体、Web評価等から対象製品サンプリング
- 当該事業者基礎情報把握

製品概要把握

- 製品スペック確認

使用状況確認

- 製品を一定期間使用し状況確認

基礎データ確認

- 重量、寸法、使用電力等

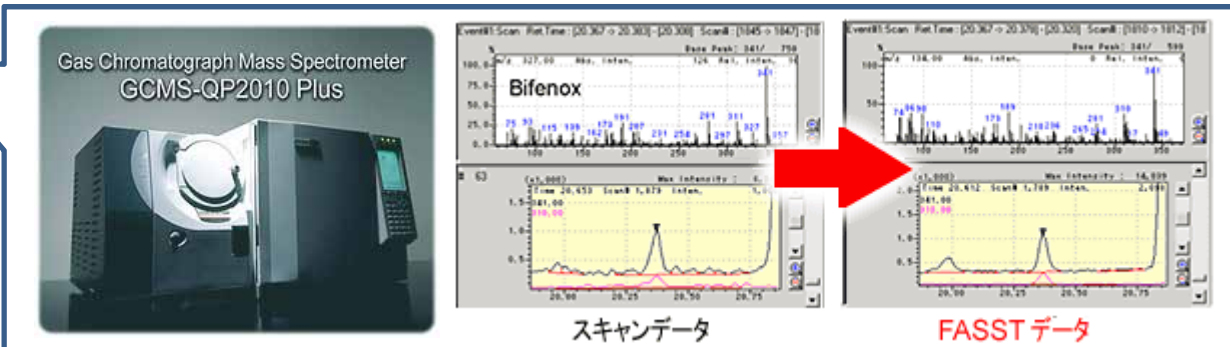
基礎環境性能調査

- VOC等

分解

- 簡便に分解できる範囲を実施し、基本的な製品構成を把握

ガスクロマトグラフによる成分分析



最新鋭機による詳細成分分析(主要部分のみ)

特種な試験等

- 製品に固有な環境性能確認試験

実態把握(リサイクル品)

- 再生材料の把握ができない場合には、資材納入状況の追跡調査

結果公表

- 事業者に対し、一定期間の不服申立て時間を設定した結果を送付し、所定の期間が経過したのち調査結果の公表